第二・二十六条　醸造法の承認（第三段階）

1　英国は、附属書二―E第二編第D節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を日本国に通告する。

2　日本国は、附属書二―E第一編第D節に掲げる醸造法を承認するため必要な手段をとり、及びその承認のための自国の手続が完了した旨を英国に通告する。

3　1及び2に規定する承認については、いずれかの締約国による遅い方の通告の日に効力を生じさせるものとする。

第二・二十七条　自己証明

1　日本国の法令の範囲内で認証された証明書（日本国の権限のある当局によって承認された生産者が作成する自己証明書を含む。）は、日本国を原産とするぶどう酒産品の英国における輸入及び販売のための要件（前三条に定めるもの）が満たされた証拠となる文書として十分なものと認められる。

2　第二十三・四条の規定に基づいて設置されるぶどう酒に関する作業部会は、この協定の効力発生の日に、次の方法を決定により採択する。

(a)　1の規定の実施のための方法（特に証明書において使用される様式及び提供される情報）

(b)　両締約国が指定する連絡部局の間の協力のための方法

3　英国を原産とするぶどう酒産品については、日本国における輸入及び販売のための要件（前三条に定めるもの）が満たされた証拠として、証明書又は他の同等の文書を要求されないものとする。

第二・二十八条　検討、協議及び自己証明の一時的な停止

1　両締約国は、次のことを行う。

(a)　この協定の効力発生の日の後二年間は、定期的にかつ少なくとも年一回、第二・二十五条の規定の実施について検討すること。

(b)　この協定の効力発生の日の後三年以内に第二・二十六条の規定の実施について検討すること。

2　両締約国は、第二・二十五条の規定の実施について検討する過程において、同条に規定する通告がこの協定の効力発生の日から二年以内に交換されていないと認める場合には、実際的な解決について合意するために協議を行う。

3　第二・二十五条2に規定する通告がこの協定の効力発生の日から二年以内に送付されておらず、かつ、同条1に規定する通告が送付されている場合において、2に規定する協議の開始から三箇月以内に2に規定する実際的な解決について合意が得られなかったときは、英国は、前条に定めるぶどう酒産品の自己証明の受入れを一時的に停止することができる。

4　3に規定する自己証明の受入れの一時的な停止は、日本国が英国に対して第二・二十五条2に規定する通告を送付した場合には、速やかに終了する。

5　両締約国は、第二・二十六条の規定の実施に関する1(b)の規定による検討の過程において、同条に規定する通告がこの協定の効力発生の日から五年以内に交換されていないと認める場合には、協議を行う。

6　この条のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二・二十九条　現状維持

1　締約国は、第二・二十四条から第二・二十七条までの規定の対象となる事項について、この節において又はこの協定の署名の日に施行されている自国の法令において規定する条件よりも不利な条件を課してはならない。

2　1の規定は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置をとる両締約国の権利を害しないものとする。ただし、当該衛生植物検疫措置が、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に反しないことを条件とする。

第二・三十条　改正

合同委員会は、第二十四・二条3の規定に従い、醸造法、制限その他の要素への言及を追加し、削除し、又は修正するために、附属書二―Eを改正する決定を採択することができる。

第D節　他の規定

第二・三十一条　情報の交換

1　両締約国は、この協定の運用を監視するため、この協定の効力発生の日の後十年間又は第二十三・三条の規定に基づいて設置される物品の貿易に関する専門委員会が決定する期間、入手可能な最新の暦年についての輸入統計を毎年交換する。

2　1に規定する輸入統計の交換は、可能な範囲内で、一方の締約国の品目表に基づく入手可能な最新の暦年についての情報（価額及び数量を含む。）又は一方の締約国の品目表に基づく物品の貿易に関する専門委員会が決定する情報であって、この協定に基づく関税上の特恵待遇を受ける他方の締約国の産品及び関税上の特恵待遇を受けない他方の締約国の産品の輸入に関するものを対象とする。

第二・三十二条　関税上の特恵待遇の管理に関する特別措置

1　両締約国は、この協定に基づく関税上の特恵待遇に関連する自国の関税法令に対する違反が国内産業に悪影響を及ぼし得ることを認識し、並びに次章の関連する規定並びに両締約国の政府間で締結される税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する協定（以下「税関相互支援協定」という。）に従い、当該違反を防止し、及び探知し、並びにこれに対応することに関して協力することに合意する。

2　一方の締約国は、客観的な、説得力のある及び検証可能な情報に基づき、次の(a)及び(b)の事項を認定した場合には、(a)に規定する組織的な違反に関連する産品について、4から7までに定める手続に従い、この協定に基づく関税上の特恵待遇を一時的に停止することができる。

(a)　特定の産品についてのこの協定に基づく関税上の特恵待遇に関連する自国の関税法令に対する組織的な違反が行われたこと。

(b)　他方の締約国が、(a)に規定する組織的な違反に関し、1に定める協力を組織的かつ不当に拒否し、又は実施しなかったこと。

3　2の規定にかかわらず、4に規定する協議により両締約国が合意した遵守の基準を満たす貿易業者については、関税上の特恵待遇の一時的な停止を適用しない。

4　2に規定する認定を行った一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議の開始を正当なものとするための十分な情報（2(a)及び(b)の規定に関連する重要な事実の概要を含む。）を付して、当該認定を不当に遅滞することなく通報するものとし、また、両締約国が受け入れることができる解決を得ること並びにこの協定及び関連する関税法令に定める要件に関する遵守の基準に合意することを目的として、物品の貿易に関する専門委員会において他方の締約国との協議を開始する。

5　2に規定する認定を行った締約国は、最終的な決定を行う前に、全ての利害関係者に対し、関税上の特恵待遇の一時的な停止を適用する意図を通知し、及び当該利害関係者が自己の利益を擁護するための十分な機会を与えられることを確保する。当該一時的な停止は、利害関係者が当該認定を行った締約国に対し2(a)に規定する組織的な違反に関与していないことを客観的かつ十分に証明する場合には、当該利害関係者については、適用しない。

6　2に規定する認定を行った一方の締約国は、4及び5に定める手続の後、両締約国が4に規定する通報から六箇月以内に受け入れることができる解決に合意することができなかった場合には、3に定める例外に妥当な考慮を払いつつ、関係する産品について、この協定に基づく関税上の特恵待遇を一時的に停止することを決定することができる。その一時的な停止は、他方の締約国に対し不当に遅滞することなく通報する。

7　関税上の特恵待遇の一時的な停止は、違反に対処するために必要な期間（六箇月を超えないもの）についてのみ適用する。一方の締約国は、当該一時的な停止の終了に当たり当初の一時的な停止の原因となった状況が継続していると認定した場合には、他方の締約国に対し更新を正当なものとす